

令和6年能登半島地震に伴う災害にかかる
特例災害時貸付けのご案内

1. 対象者

「災害救助法適用地域の事業所又は主要な事業資産が直接被害を受けている共済契約者様」

災害救助法適用地域：弊機構ホームページに対象地域は別途掲載しております。

ご確認ください。

直接被害：事業所又は主要な事業資産が全壊、半壊、消失埋没、流失、床上浸水等。

2. 借入条件

(1) 借入可能額

貸付限度額の範囲内で、上限 2,000 万円までご利用可能です。

申込金額は 50 万円以上 5 万円刻みとなります。

(2) 借入期間

ご利用金額に応じ、以下の期間でのお借入となります。

(借入申込金額) 50～ 500 万円 : 4 年 (48 か月)

505～2,000 万円 : 6 年 (72 か月)

(3) 返済方法

1 年間の元金据置後、6 か月毎の元金均等返済となります。

① 4 年間ご利用の場合

1 年間の元金据置後、6 か月毎に 3 年間 計 6 回で元金返済

② 6 年間ご利用の場合

1 年間の元金据置後、6 か月毎に 5 年間 計 10 回で元金返済

(4) 借入利率

年 0.0%

(5) 利用可能期間

令和 7 年 3 月 31 日お申込み受付分まで(同日消印有効)

(6) 印紙税

非課税

3. 手続方法

(1) 被災内容の証明書の取得

被災内容の確認書類として「被災証明願」、「被災証明書」または「罹災証明書」をご準備下さい。取得方法は以下の通りです。

「被災証明願」

中小機構ホームページに別掲の所定様式（様式 小 840）を印刷。必要事項を記載のうえ、商工会、商工会議所又は中小企業団体中央会で証明を受けてください。

「被災証明書」または「罹災証明書」

地方自治体に発行を依頼してください。

※ 証明書類の発行に際しては、被害状況を確認するための写真等の提出、団体・地方自治体による調査が必要な場合があります。事前に証明を依頼する団体・地方自治体にお問合せのうえお手続き下さい。

(2) お申込み

以下の書類を弊機構までご郵送ください。

- ① 特例災害時貸付金借入申込書（弊機構ホームページに別掲）
- ② 被災証明願、被災証明書または罹災証明書
(1)にて取得した証明書（被災証明書・罹災証明書については写しでも可）
- ③ 取引支店変更申出書
（弊機構ホームページに別掲・商工中金以外を借入の窓口としている契約者様のみ）

送付先：〒105－8453

東京都港区虎ノ門3－5－1 虎ノ門37 森ビル
中小企業基盤整備機構 小規模共済融資課 宛

(3) 審査手続き

弊機構にて受領した書類の内容を確認し、ご契約者様に対し「特例災害時貸付金 貸付決定通知書」を送付いたします。

審査期間は、通常弊機構に到着後1週間程度（取引支店変更のお手続きが必要な契約者様は更に2週程度）のお時間が必要です。

申込の混雑状況によっては更にお時間をいただくこともありますので、お早めのお申込みをお願いいたします。

(4) ご契約手続き

以下をご準備のうえ、ご指定の「商工中金」窓口にてお手続き下さい。

- ① 特例災害時貸付金 貸付決定通知書

- ② 共済契約者番号が記載された弊機構発行書類
- ③ 実印（契約者様個人）
- ④ 印鑑証明書（3ヶ月以内発行のもの）
- ⑤ 本人確認書類（運転免許証、保険証等・原本提示）

【お問合せ先等】

（お問合せ先）

中小企業基盤整備機構 共済相談室 050-(5541)-7171（平日 9:00～17:00）

（ご契約の窓口）

ご指定の商工中金 本・支店窓口。

（ご参照 <https://www.shokochukin.co.jp/atm/list/>）

営業時間： 9:00～12:00 13:00～15:00（14:00 受付終了）

（12:00～13:00 はお昼休みとなりますのでご注意ください）